

【資料3】

社会保障審議会 介護保険部会（第116回）	資料 5
令和6年12月23日	

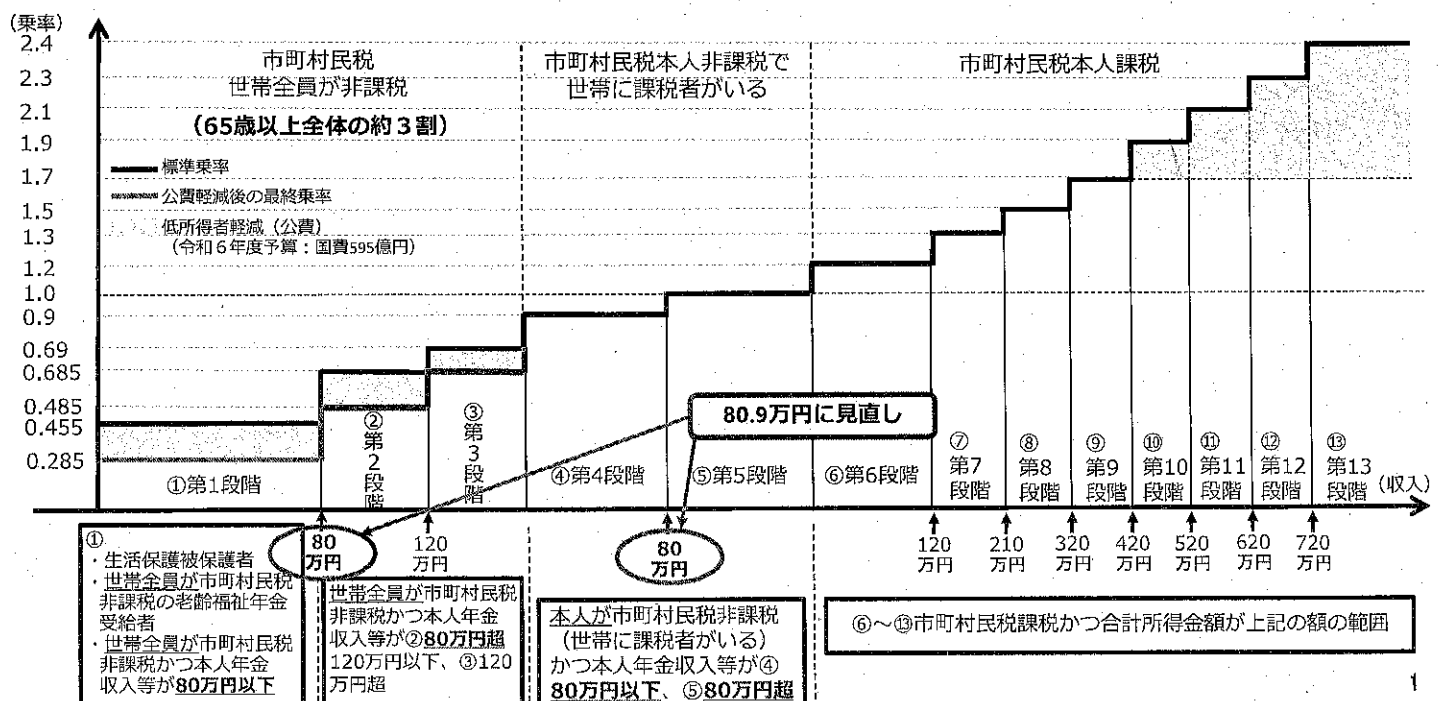
介護保険料等における基準額の調整について

厚生労働省 老健局 介護保険計画課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

介護保険料等における基準額の調整について

- 介護保険料の算定において、老齢基礎年金（満額）の支給額相当として、**年金収入等80万円**を基準として設定している。
（第1、第2、第4、第5段階） ※ 基準設定時（平成17年度）の老齢基礎年金（満額）の支給額：794,500円/年
- 今般、令和6年（1～12月）の老齢基礎年金（満額）の支給額が809,000円となり、80万円を超えることを踏まえ、基準を見直し、**年金収入等809,000円を基準にすることとする。**（令和7年4月施行予定）
- ※ 高額介護（予防）サービス費、補足給付における年金収入等80万円の基準についても、同様に措置（令和7年8月施行予定）



段階	対象者	乗率	保険料(年額)
第1段階	生活保護受給者、老齢福祉年金の受給者で世帯全員が住民税非課税の人	0.285	19,100円
	世帯全員が住民税非課税で本人の合計所得金額+課税年金収入額が 80万円 以下の人		
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、本人の合計所得金額+課税年金収入額が 80万円 超120万円以下の人	0.385	25,900円
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、上記以外の人	0.635	42,700円
第4段階	本人は住民税非課税(世帯内には住民税課税者がいる)で、本人の合計所得金額+課税年金収入額が 80万円 以下の人	0.850	57,200円
第5段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で、上記以外の人	1.000	67,300円
第6段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が120万円未満の人	1.200	80,700円
第7段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が120万円以上170万円未満の人	1.250	84,100円
第8段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が170万円以上220万円未満の人	1.300	87,400円
第9段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が220万円以上270万円未満の人	1.400	94,200円
第10段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が270万円以上320万円未満の人	1.500	100,900円
第11段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が320万円以上370万円未満の人	1.600	107,600円
第12段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が370万円以上420万円未満の人	1.700	114,400円
第13段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が420万円以上520万円未満の人	1.900	127,800円
第14段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が520万円以上620万円未満の人	2.100	141,300円
第15段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が620万円以上720万円未満の人	2.300	154,700円
第16段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が720万円以上1,000万円未満の人	2.400	161,500円
第17段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が1,000万円以上の人	2.600	174,900円